

# 相 談 事 例

ID： 03-02-014

## 相談タイトル

賃借していた部屋で発生した火災に対する修繕について

### Q：ご相談内容

相談者の兄がアパートを賃借しており、その部屋で火災が発生した。火災後の部屋の片づけを不動産会社が手配した業者に依頼し、やりとりは兄と業者が直接やることになった。  
事前見積額の提示はなく、片付けが完了した後、請求書の金額が高額だと感じつつも、支払は既に完了してしまった。冷静になって考えるとやはり高額と感じ、「高すぎるのでは」と申出ると、一部返金があった。しかし、依然として高額だと感じるので、今後の交渉方法及び片付け金額の妥当性を知りたい。

### A：回答

火災に遭った部屋の片付け金額の妥当性と言うことだと、作業の特殊性もあり、妥当性の判断は住まいの相談センターではできません。  
既に支払済みとのことなので交渉が難しい可能性もありますが、客観的に見て明らかに高額と思われたり、可能であれば火災後（従前の状況から）他業者の見積りを取るなどして、高額と判断できる基準があれば、交渉しやすいのではないかと考えます。